

互助組合(現職組合員)事業一覧表

互助組合
(082) 228-1386

互助組合では、現職組合員を対象とする事業として給付事業・貸付事業・福祉事業を実施しています。
また、組合員以外も利用できる公益事業を実施しています。

《給付事業》

■ 自動給付

■ 請求払 (共済組合へ請求)

■ 請求払 (互助組合へ請求)

事由	給付名	給付要件	給付内容	主な必要書類	
病気負傷	医療給付金 ■	組合員が、共済組合から療養の給付を受けたとき	(([保険適用の診療費用-共済給付額]-2,500円)の5割)		
	家族療養費 ■	組合員の被扶養者が、共済組合から療養の給付を受けたとき	(([保険適用の診療費用-共済給付額]-2,500円)の5割)		
	傷病手当金 ■	組合員が、共済組合から傷病手当金の給付を受けたとき	初回のみ50,000円	(様式第64号) ●(互)傷病手当金請求書 ※ 共済組合共通様式	
	治療見舞金 ■	組合員が、次の臓器等の装着又は血友病等の治療を受けているとき ○人工肛門、人工膀胱及び心臓人工弁の装着 ○心臓ペースメーカーの施術時 ○慢性腎疾患による人工透析 ○血友病及び原発性肺高血圧症の治療	年額50,000円	●(互)治療見舞金請求書 ●医師の証明	
出産	出産手当金 ■	組合員又は被扶養配偶者が、出産したとき	1児につき10,000円	(様式第62号又は62号第62号の2) ●(互)出産手当金請求書 ※ 共済組合共通様式	
介護休暇	介護休暇手当金 ■	組合員が、介護休暇を取得したとき	該当年度の4月1日時点での年齢が、 45歳未満の組合員：日額5,000円 45歳以上の組合員：日額7,000円 介護休業手当金の給付終了の翌日～通算120日まで給付	●(互)介護休暇請求書	
退会	退会給付金 ■	組合員が、退職(組合員資格を喪失)したとき 組合員証番号変更を含む。	次の①から③までの合計額 ①特別退職給付金 平成16年3月までに納付した一般掛金(給料月額10/1000)の総額から、リフレッシュ厚生計画事業付加金及び家族療養費を控除した額(平成16年3月31日時点で算定した額)の9割 ②生涯福祉給付金 組合員期間中に納入した生涯福祉掛金(給料月額2/1000)の総額 ③特別返還金 組合員期間中に納入した退職医療掛金(給料月額2/1000)の総額	●⑤退会給付金請求書 ●通帳の写し	
	死亡	死亡弔慰金 ■	組合員が、死亡したとき	1,000,000円	●⑤死亡弔慰金請求書 ●死亡の事実を確認できる書類 ●遺族の続柄を確認できる書類 ●⑤退会給付金請求書(上欄「退会」と同手続)
		家族死亡弔慰金 ■	組合員の被扶養者が、死亡したとき	被扶養配偶者 300,000円 その他の被扶養者 20,000円	(様式第63号) ●(互)家族死亡弔慰金請求書 ※ 共済組合共通様式
	遺育英資金 ■	組合員が死亡したときに、学校に在籍している18歳以下の遺児があるとき	該当年度の3月31日時点での遺児の年齢が、 (毎年給付) 0歳から12歳 年額 60,000円 13歳から15歳 年額 96,000円 16歳から18歳 年額 168,000円	初年度 ●遺育英資金受給申請書 ●遺族確認書 ●在学証明書 次年度以降 ●現況報告書	
災害	災害見舞金 ■	組合員が、共済組合から災害見舞金の給付を受けたとき	共済組合からの災害見舞金が、 標準報酬月額の3月分のとき 300,000円 標準報酬月額の2~2.5月分のとき 180,000円 標準報酬月額の0.5~1.5月分のとき 60,000円	(様式第65号) ●(互)災害見舞金請求書 ※ 共済組合共通様式	
		組合員が、水震火災その他非常災害により、住居若しくは家財の5分の1以上の損害を受けたとき又は平屋建の家屋で床上浸水を受けたとき	30,000円		